

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第8回）

1. 日時：令和3年1月29日（金） 14：00～15：30

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、大内料金サービス課企画官、香月事業政策課調査官、甚田事業政策課課長補佐、中川事業政策課課長補佐

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。本日、大変お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する検討会の第8回を開催したいと思います。

本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症対策のため、ウェブ会議の開催とさせていただきます。また、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみの傍聴ということとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、事務局よりウェブ会議システム配信の関係での留意事項について、よろしくお願ひいたします。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日は、御発言に当たりましては、お名前を冒頭に御言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。チャット機能もございますので、そちらの御活用もお願いいたします。ウェブ会議への接続が切れた場合などにつきましては、大変お手数ですが、再度URLにログインし直していただければと思います。

なお、構成員の皆様には事務局資料を投影しておりますが、システムの関係でページ送り等のタイムラグ等生じる可能性がございます。その場合は、事前にお送りしていただきます資料を御覧いただければと思います。

本日の資料には、構成員限りの機微な情報も含まれますため、システムにおける表示については、傍聴用の資料を投影させていただきます。

構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報につきましては、あらかじめお送りしております資料を御覧いただければと思います。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には具体的に触れていただきませんようお願いいたします。

また、前回の会合後に構成員の皆様からいただきました御質問等につきまして、自治体・事業者の皆様からの回答を取りまとめた資料を参考資料として配布させていただいております。本資料につきましても、今後の検討の御参考としていただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。本日は、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点ということで、まず事務局から御説明をいただいて、その後、意見交換させていただくという順番でできればと思っています。

まずは事務局より資料8-1を使って御説明いただければと思います。

【香月事業政策課調査官】 事務局の香月でございます。資料8-1、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点について、説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。目次でございます。まず1つ目で目的。2つ目でブロードバンドサービス提供の現状。3番で提供を確保すべき役務。4番、有線ブロードバンドサービスに関する規律の考え方。5番、その提供確保のための方策。6番で有線ブロードバンドの未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策。7番、その他としてございます。

2 ページでございます。目的、①ですが、第I期の論点整理では、ブロードバンドの位置づけについて、以下のとおり御検討いただいております。新たな日常を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のためにブロードバンドは不可欠である。そうした中、ブロードバンドの利用について、地域的な格差が発生すれば、それは社会的に望ましくないと。このため、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべきであるという御提言をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、Society 5.0時代の新しい日常において不可欠なテレワ

ーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするブロードバンドサービスの提供を確保するための具体的な方策を検討してはどうか、としてございます。

3 ページは、関連する主な政府方針をつけてございます。

4 ページでございます。ブロードバンドサービスの提供の現状、(1) 有線ブロードバンドサービス。ここで有線ブロードバンドサービスと申し上げておりますのは、※1 にありますが、一定品質を満たすF T T H、C A T Vインターネットサービスを想定しております。これについては、補助事業により提供のための施設整備が進められており、未整備エリアの世帯数は、2021年度末時点で約7万世帯。これは、※2 にありますが、F T T H、下り30Mbps以上のケーブルインターネットサービスが未提供である世帯数でございます。括弧内には、F T T Hの未整備世帯は約17万世帯と記載してございます。そこまで減少する見込みとなっております。

②です。一方で、条件不利地域などにおいては、維持運用経費などが事業者の大きな負担となっている場合も多く、その提供の維持が課題となっております。

次に(2) 携帯ブロードバンドサービスでございます。携帯ブロードバンドサービスについては、施設整備補助があるものの、一昨年の周波数割当におきまして、2023年度末までにはエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されているなど、基本的には競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みとなっております。

5 ページでございます。「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」の概要ということで、昨年末に更新しております。右下のグラフを御覧いただきたいと思います。光ファイバ未整備の世帯数につきまして、2018年度末は66万世帯だったものが、先ほど申しましたように、F T T Hは2021年度末で約17万世帯まで減少する見込みであります。携帯電話のエリア外人口についても、2018年度末の1.3万人から2021年度末で519人40集落となっており、いずれにも該当する、すなわち両方使えないエリアというのはもう数集落まで減少する見込みでございます。インフラの展開が加速しているという状況でございます。

7 ページでございます。提供確保すべき役務でございます。(1) 提供確保すべき役務に関する制度の考え方でございます。電気通信事業法では、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務を基礎的電気通信役務として位置づけ、提供に要する費用について支援を行う制度が運用されております。この制度を踏まえつつ、加入電話とブロードバンドサービスの整備状況や提供主体の違いなどを考慮した上で、ブロードバンドサ

ービス提供の維持のための枠組みを検討することとしてはどうかとさせていただきます。

(2) 提供を確保するために支援対象とする役務。これは前々回の会合でも御議論いただいた内容でございます。①ですけれども、ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、競争補完の観点から、いわゆる3要件、不可欠性、低廉性、利用可能性だけではなく、競争実態を踏まえた上で、提供に要する費用について支援、交付金による補填が必要となるかについても考慮されてきております。ブロードバンドサービスのうち、有線ブロードバンドサービスは、その提供のための施設整備は進んでいるものの、条件不利地域などにおいては、維持運用経費が事業者の大きな負担となっている場合も多く、維持が困難となる可能性があることなどを踏まえますと、提供維持のためには維持運用経費について支援を行う必要があると考えられるのではないかとさせていただきます。一方、携帯ブロードバンドサービスについては、基本的には、競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであるため、その維持運用経費について支援を行う必要はないと考えられるのではないかと。前回の会合でも、複数の携帯事業者様からはサービスエリアの縮小は想定していないという御発言があったことから、このように考えられるのではないかとさせていただきます。

8ページでございます。提供確保すべき役務の続きで、ユニバーサル・アクセスの考え方でございます。ブロードバンドサービスを支える不可欠基盤の維持に係る枠組みを設けるいわゆるユニバーサル・アクセスの考え方について、どのように考えるかということです。これは※印に記載しておりますが、およそ1年前に情報通信審議会で答申をいただいております中で、ユニバーサル・アクセスを新たに法的に位置付けることについても検討するということとされております。

この考え方によった場合、交付金などによる支援の必要がないと考えられるサービスの維持運用経費についても支援することとなるのではないかと。③ですけれども、不可欠基盤という設備のみを着目した制度とする場合、確保すべきサービス品質が一意に定まらないため、不可欠なサービスの提供確保をどのように図ることが考えられるか。

また④、ユニバーサル・アクセスの考え方の中では、不可欠基盤を維持・整備する事業者に対して一定の規律を課すことにより、その設備維持を図ることが考えられますが、その事業者はサービス提供事業者とは限らないため、最終利用者に対する不可欠なサービスの適切、公平、安定的な提供の確保のためには、サービス提供事業者にも一定の規律を課すことが必要だと考えられます。このため、結局、提供を確保すべきサービスの検

討が必要となり、この場合でも結果的にはユニバーサルサービスの提供確保のための仕組みを検討することとなるのではないかと。

以上を踏まえますと、ブロードバンドサービスの提供の維持の枠組みとしては、ユニバーサルサービス制度について検討していったらどうかとさせていただきます。

9 ページは、先ほど申しました情報通信審議会の包括的検証の概要の抜粋でございます。

10 ページを御覧ください。(4) 支援対象とする役務の品質でございます。第 I 期の論点整理で、品質につきましては、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするための品質を確保することが望ましいのではないかと。具体的には、1 人当たり、通信速度として上下数 Mbps 程度の実効速度を安定的に利用できること、また、通信容量としては少なくとも月当たり数十ギガ利用できることといった御意見がございました。また、確保すべき伝送速度の考え方については、実効と名目の 2 通りがございます。あらゆる状況下での実効速度を担保するということが困難であるということと考えますと、名目をベースに考えることが適当ではないかとされたところでございます。

これを踏まえて、確保すべきブロードバンドサービスの具体的な名目速度をどのように検討していくべきか。また、次のページに、諸外国におけるユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスの速度について例を載せております。こうした例を参考とすることが適当ではないかとさせていただきます。

また、第 I 期の論点整理では、実効と名目との大きな乖離を防止するために、実効速度をサンプルとして計測する仕組みなどを検討することとするとしておりますが、昨年 12 月から総務省データ通信課において「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」を立ち上げて検討しております。その検討状況を踏まえて、検討を行うことが考えられるのではないかとこのところでございます。

11 ページは、諸外国におけるユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの速度について、表としてまとめたものでございます。

12 ページは、今、申し上げました「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」の概要でございます。

13 ページでございます。有線ブロードバンドサービスを対象として考えていった場合に、有線ブロードバンドサービスに関する規律の考え方でございます。有線ブロードバンドサービスの適切、公平、安定的な提供を確保するため、提供事業者には一定の規律を課す必要があるのではないかと。その場合、現行の基礎的電気通信役務と同様の規律を課すべ

きか。③ですけれども、具体的な規律としては、例えば提供義務・約款規制・料金規制・技術基準適合義務などが考えられますが、適切、公平かつ安定的な提供を確保するために、どのような規律が課されるべきか。その際、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者間での公平性確保、携帯ブロードバンドサービスとの競争中立性の確保などについて、考慮する必要があるのではないかと。

④ですけれども、ブロードバンドサービスの提供維持のために支援を行う場合に、支援を受ける事業者求められる要件、現行制度で言います適格電気通信事業者の指定の要件に相当するものとして、どのような要件を設けていくべきか。支援を受ける一方で、役務提供エリアを維持する。これは、設備を維持するということになると思いますが、そうすることですとか、役務提供の停止に一定の条件を設けることなどの規律が追加的に考えられるのではないかと。

⑤ですけれども、ブロードバンド市場では、加入電話と異なり、地域によって設備設置事業者が異なる場合があり、またサービス提供事業者、卸先と設備設置事業者、卸元が分かれている場合も多いため、そのような場合であっても役務提供が図られるようにすることが必要ではないかと。また、このような場合、役務提供のためには、設備維持が図られることが前提となるとともに、支援額は設備維持に要する費用を基に算出することが想定されますので、設備設置事業者を支援対象とするべきではないかと。

⑥でございます。現行の電話のユニバーサルサービスでは、NTT持株・東西は、NTT法におきまして、「国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する」ことが規定されていることなどにより、不採算地域における役務提供を確保するための、いわゆるラストリゾート事業者の責務を負っています。地域ごとに多様な設備設置事業者が存在している中、ブロードバンドサービスの提供維持のための枠組みの検討に当たって、特定の事業者と同様の責務を課すことについて、どのように考えるかという点が論点になると考えてございます。

14ページは、固定系超高速ブロードバンドの契約数の事業者別シェアを地域別にまとめたものでございます。

15ページは、固定系の超高速ブロードバンド、携帯電話契約数の事業者別のシェアについての参考資料でございます。

16ページが、現行の基礎的電気通信役務と適格事業者に係る規律を整理したものがございます。

17ページでございます。有線ブロードバンドサービスの提供確保のための方策について記載してございます。①です。有線ブロードバンドサービスを支援対象とする場合、その提供を維持するための仕組みはどのようなものが考えられるか。例えば、電話のユニバーサルサービス制度と同様に、高コスト地域においても役務提供を維持するために、維持運用経費について交付金による支援を行うことが考えられるのではないかとしてございます。

(1) 支援対象事業者でございます。交付金による支援の対象となる事業者、現行制度における適格電気通信事業者に相当するものについては、複数のブロードバンドサービス提供事業者が存在する地域において、1事業者のみを支援することは競争中立性を害することから、特定の地域内においてブロードバンドサービス提供事業者が1者のみの場合の事業者、1者提供事業者を支援対象とすることが考えられるのではないかとしてございます。

②です。交付金額の肥大化を防ぐ観点からは、1者提供事業者全てではなく、役務提供のための維持運用経費が他の地域と比較して一定程度高くなる地域、高コスト地域に限定し、その地域でブロードバンドサービスを提供する1者提供事業者を支援対象とすることが考えられるのではないかと。その場合、高コスト地域の特定方法は、どのようなものが考えられるかとしてございます。

(2) 内部相互補助の考え方でございます。①において、現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度では、内部相互補助を前提としまして、基礎的電気通信役務の提供に要する費用が収益を上回った場合、赤字の場合に限り交付金を交付しております。このような考え方をブロードバンドサービスについても適用すべきかとしてございます。

②です。高コスト地域におけるブロードバンドサービス提供維持のインセンティブを付与するという観点からは、必ずしも内部相互補助を前提とせず、ブロードバンドサービスに係る事業が黒字である事業者も支援することが考えられるのではないかとしてございます。

18ページでございます。(3) 支援対象設備でございます。支援対象とする設備については、提供に要する維持運用経費が大きくなるものに関する費用に限定して支援することが考えられるのではないかと。具体的には、アクセス回線設備は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となることから、1回線当たりの維持運用経費が大きいと考えられるのではないかと。また、離島における海底ケーブルは、海底ケーブル用特殊設備や

補修のための敷設船運航費などの存在により、他の中継網と比較して1回線当たりの維持運用経費が大きいと考えられるのではないかとしてございます。

(4) 適格電気通信事業者の指定単位の考え方でございます。交付金による支援を受ける事業者、適格電気通信事業者を指定する地域の単位について、どのように考えるかということでございます。指定の単位として、県・市ですとか、もっと細かく町字というものが考えられますが、固定電話と異なり多くの提供事業者が存在するブロードバンドサービス市場において、面積の大きい県・市単位で1者のみを指定した場合、競争上の悪影響を生じるおそれがないか。また、一方で小さい単位で指定することによって、競争上の中立性が確保されると考えられるものの、行政コストが大きくなるおそれがないかということでございます。

今申し上げたことを簡単に図示したのが19ページでございます。X県において、白い地域は競争地域で、A社、B社がそれぞれ1者提供しているところをオレンジ又は青色で記載してございます。県で1者という形で指定しますと、A社、B社のうち、どちらか一方しか支援できないということで、競争に悪影響があるのではないか。また、支援を必要とする高コスト地域を町字単位で指定する場合には、かなり細かい指定の仕方になり、行政コストがかかってくるのではないかとすることを図示したものでございます。

20ページでございます。(5) 交付金支援額の算定の方法でございます。アクセス回線設備、離島における海底ケーブルを支援対象とする場合、交付金支援額の算定方法として、以下のような選択肢が考えられるのではないか。(ア) としまして、ブロードバンドサービスを提供する事業者の実際の収入・費用の提出を求め、当該収入・費用を基に高コスト地域や支援額を算定することが考えられるか。この場合、設備構造が異なる各事業者から提出された費用情報を基に、適正な支援額を算定することが可能か。また、支援額が肥大化しない仕組みを設けることができるか。(イ) としまして、支援額を算定する標準的なモデルを構築し、収入・費用を推計することが検討できないかとしてございます。

(6) で、負担の考え方でございます。交付金を負担する主体をどのように決めるか。交付金を負担する主体を考える際に、一般的な考え方である受益者負担の考え方を採用する場合、どのような主体が受益者になると考えられるか。ブロードバンドサービスの利用者が増加すること、高コスト地域も含めて提供が維持されることは、ウェブ会議などで通信可能となる相手方が増加することであり、ブロードバンドサービスの魅力を高めることから、ブロードバンドサービス提供事業者全体が受益すると考えられるのではないかとし

てございます。

21ページについては、参考として離島の状況をつけてございます。

22ページは、諸外国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス制度における費用負担の考え方についてまとめてございます。

23ページは、現行の電話の基礎的電気通信役務に係る交付金の費用負担の仕組みを図示したものでございます。

24ページは、現行の電話の基礎的電気通信役務に係る補填額の算定方法、補填額について記したものでございます。

25ページでございます。有線ブロードバンドの未整備のエリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保の方策についてでございます。①では、2022年度以降も残る有線ブロードバンドの未整備エリアは、希望する市町村は全て光ファイバ整備費を補助することとしていた令和2年度補正予算事業によっても整備されなかった地域でございます。このような地域においては、将来的に有線ブロードバンドサービスの整備が期待できない場合には、無線ブロードバンドサービスを活用することによって、ブロードバンドサービスの提供確保を図ることが考えられるのではないかとしてございます。

②としまして、無線により有線サービスの提供を補完する仕組みの例として、電話のユニバーサルサービス制度において、ワイヤレス固定電話による電話の提供手段の効率化を図ることとしております。こうした例を参考とするということは考えられるのではないかとしてございます。

③でございます。その場合、無線ブロードバンドサービスの提供を維持するための仕組みは、どのようなものが考えられるか。複数の携帯事業者は、サービスエリアの縮小は想定していないとのことでしたが、役務提供の継続を図るためにどのような方法が考えられるかとしてございます。

④でございます。有線ブロードバンドサービスの提供を補完する場合の無線ブロードバンドサービスの品質の在り方はどのように考えていくべきかとしてございます。

また、⑤、無線ブロードバンドサービスの提供の継続を図ることだけではなく、有線ブロードバンドの整備についても、地域の実情を踏まえた支援策を検討することが考えられるのではないかとしてございます。

26ページは、ワイヤレス固定電話、昨年の電気通信事業法の改正で導入された仕組みについてのガイドペーパーでございます。

27ページでございます。7.その他としては、現行の電話のユニバーサルサービスについて記載してございます。現在、基礎的電気通信役務として位置づけられている加入電話、緊急通報については、基幹的な通信手段として位置づけられ、屋内等電波の届きにくい場所の通信を担っているなどにより不可欠性を満たし、また、収支が赤字となっていることから、その提供を確保するため、引き続き基礎的電気通信役務に位置づけるとともに、交付金により提供に要する費用について支援を行うことが必要ではないかとしてございます。

なお、同じく現在基礎的電気通信役務として位置づけられている第一種公衆電話につきましては、頻発する災害や携帯電話の普及などの社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方について、本年1月22日に情報通信審議会に諮問され、設置基準など現行制度に基づく運用の在り方を中心に、今後、検討が進められることとなっております。

28ページは、固定電話の普及率、緊急通報の発信数などのデータを紹介しております。

29ページに今申し上げました情報通信審議会に諮問された公衆電話の在り方についての諮問の概要を添付してございます。

説明は以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、本日、この資料8-1、ただいま御説明いただいた論点などについて、質疑あるいは意見交換をやっていきたいと思っております。

まず、本日御欠席の相田構成員より事前にコメントをいただいておりますので、事務局より代読をお願いいたします。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。相田構成員からのコメントを代読いたします。

令和元年12月20日付で文部科学省から出されたGIGAスクール構想の実現標準仕様書では、遠隔授業の実施に必要な帯域として、1台当たり2.0Mbpsという目安が示されています。これは教室内のLANを設計する際の目安として示されたものですが、自宅から遠隔授業に参加する場合に、自宅のブロードバンド接続に必要な帯域としても同じ値が適用できるものと考えます。

確保すべきブロードバンドサービスの具体的な速度に関しては、固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループの検討状況を踏まえて検討することに賛成です。

また、6ポツの有線ブロードバンド未整備エリアにおける補完手段としての無線ブロー

ドバンドサービスの品質に関しては、無線の場合、昼休みの時間帯に実効速度が1 M b p sしかないMVNOがあるなど、名目速度と実効速度の乖離が非常に大きいことから、名目速度の規定とするのか、実効速度での規定とするのかに立ち戻って検討する必要があると考えます。

支援対象となる通信事業者について考えるに当たっては、現状で固定ブロードバンドサービスを提供する事業者が1者のみである地域が、それぞれどの程度の広さであるのか。また、その事業者のサービス提供範囲がどの程度の広さであるのか。収支状況はどうであるのかのデータを示していただき、それを踏まえて検討すべきと考えます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

では、本日御出席の構成員の皆様方で、御意見あるいは御質問があれば、ぜひ御発言をいただければと思います。チャット欄に書いていただければ御指名しますし、あるいは声をいただいても構いませんので、どんな形でも御発言、希望を教えていただければと思います。

それでは藤井構成員からよろしく願いいたします。

【藤井構成員】 電気通信大学の藤井でございます。

以前からも出ていたと思うのですが、方策を決めていくに当たりまして、ある程度やはり試算のようなものが出てこない、検討しづらいというところがあるのではないかと思います。こういうカテゴリーにしたらどういうふうなお金がかかって、それを負担してもらおうと大体どのくらいの費用負担感になるのかというあたりを、一度お示しいただけると良いのではないかと思います。

今44億円という数字だけが出てきていると思うのですが、この数字で収まるのであれば、恐らく負担感はさほど大きくないのかと思うのですが、本当にこのくらいの額なのか。何かいろいろ積み上げていくともものすごい額になるのかという辺りを少し整理いただけるといいのではないかと思います。

20ページの負担の考え方というところで、事業者負担してもらおうという説明があったと思います。受益者負担の考えということで、最終的に明示的にユーザーに分かるように負担してもらおう形も出てくる可能性があるのではないかと思います。今のユニバーサルサービスのように電話番号とかに紐づければ、簡単に1回線当たりいくらというのは言えると思うのですが、ブロードバンド、特に有線のブロードバンドの場合は、回線自体

がシェアされているような例も結構あるのではないかと考えています。

例えばマンションだと、管理組合や大家さんがまとめて契約していて、そこを居住者でシェアして使っているようなときにどう計算するのかを考えると、契約の単位では、回線の単位がわかりやすい電話と比べてかなり複雑なのではないかと思っています。そのような状況で、どのように取り組んでいいのかというところは、少し整理して考えないといけないかと思っています。

あと、最後6番目の論点である有線バンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保で、無線ブロードバンドの話があったかと思っています。無線ブロードバンドしか使わなくなる状況が生じたとき、例えば無線ブロードバンドの品質がもっと上がったときに、このエリアがどのように扱われるのかもはっきり意識していかななくてはならないと思います。有線と無線というところの組合せをどのように考えるかですが、皆さんが無線でアクセスするのが主流になる可能性も将来あるかと思うので、その時に、しっかり見直せるようにしておかないと、有線にはユニバーサルサービス制度がずっと残っていて、遜色なく無線が使えるのに、有線のユニバーサルサービス料がずっとかかっているという状態になると、使い勝手の悪い、時代遅れのユニバーサルサービスになっていかないかをちょっと心配しているところです。そのようにならないような制度設計はしっかりしていく必要があるのではないかと考えています。

これは、技術の進化に対して制度をどのように考えるかであり、速度の話で、海外ではこういうふうに定義されていますというのもあったと思うのですが、このような定義は固定化するのではなく、定期的に見直せる仕組みというのは、作っていかなければならないのではないと思いました。

以上でございます。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。

ほかの委員で、もしあればいただければと思いますけれども、構成員の方、いかがでしょうか。

それでは、宍戸構成員、その後、三友構成員という順番でお願いできればと思います。

【宍戸構成員】 宍戸でございます。事務局には大変丁寧な論点の提示をいただき、ありがとうございます。私からは3点申し上げたいと思います。

まず、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドサービスの速度について、11ページでございます。これを見ていると、外国においても名目速度で規定するか実効速度で

規定するか、また、有線のブロードバンドに限るか、そうでないかということによって、やはりいろいろ多様な数字がある。あるいは技術の発展の度合いによって、制度導入年ないし現在の数字を定めた年で違いがあるということが改めて分かったところでもあります。

また、こうした中で言いますと、日本の現在のブロードバンドの状況と、それから今後ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして定める趣旨です。特に動画コンテンツなどを含めて広く国民が利用していく場合に、どれぐらいの数字が必要かということをはっきり定めていく作業が必要と、相田先生のお話なども伺って感じたところです。

これは1点感想でございます。

2点目は、13ページの4の有線ブロードバンドサービスに関する規律の考え方についてでございます。これから④、3番目に⑥について、それぞれ意見を申し上げたいと思います。

④につきましては、有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして定める以上、そこから撤退があると、やはりそこに住む住民が非常に困るという事態が起きることが想定されるものと思います。その意味で、ユニバーサルサービスとして支援をするという以上、役務提供の停止がある場合には、一定の条件を設ける規律が必要であると事務局で整理いただいておりますけれども、例えば役務提供の停止の前、一定期間、半年なり1年なり、合理的な期間があると思いますが、その期間の間に届出をして、その後そこに新しい事業者に参加していただくことを含めて、一定の調整を行う猶予を、社会にあるいは政府の側に設けるといった規律が例えば考えられるのではないかと考えております。

最後、3点目でございます。同じ13ページの⑥のNTT持株及び東西にラストリゾート事業者の責務を課す現行の仕組みを、有線ブロードバンドサービスにおいてどう考えるかという、大変難しい問題があると思っております。この点については、両側から考え方があるところだろうと思っておりますが、私といたしましては、有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとする以上、それは社会にとって必要なものであると考えるわけでございますから、それが提供されない地域があるということがユニバーサルサービスの理念に反するというので、提供がされるべきである。そうであるとした場合に、ここはNTT持株及び東西にラストリゾートとして、未整備地域に言わば今までの維持だけではなくて、ユニバブロードバンドサービスを張っていただくというようなことを、社会としてお願いすべきではないかと考えております。

しかし、これは考えますと、維持ではなく整備であるという意味で、これまでのユニバ

とは若干違う枠組みが必要であるだろうと思います。例えば17ページの(2)内部相互補助の考え方について言えば、②の黒字の場合であってもということであるでしょうし、あるいは25ページの無線のブロードバンドサービスを活用した、例えばワイヤレス固定電話というような仕組みを使うなどして、ユニバーサルサービスの理念が合理的に実現できるような柔軟な枠組みを、このラストリゾートの責務について考えるということとセットで御検討いただくのがよいのではないかと考えております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

次、三友構成員にお願いして、その後、事務局から御質問等に関して御回答いただければと思います。

それでは、三友構成員、お願いいたします。

【三友構成員】 三友です。御説明ありがとうございます。

私からは、今お二方が発言された内容に若干重複するのですが、3点ほど申し上げたいと思います。

まず、このスキームで支援する対象が有線であるということを1つ案として提示されているわけですが、このスキームが対象とするエリアは非常に条件が厳しいエリアであって、将来的にデモグラフィック的な内容が大きく変わっていく可能性があるわけです。同時に、ブロードバンドに関する技術も大きく変わっていきますので、あまり技術を固定して考えずに、技術中立性あるいは技術の柔軟性をある程度担保して考えるべきではないかなと思います。

これまでも技術中立性については随分御発言があったと思います。無線をどう使うかも含めて、制度を柔軟に、ブロードバンドのユニバを維持するためには適切な技術で提供していくという考えがあってもいいのではないかなと思います。

2点目です。この説明を伺うと、制度を維持するために多大なコストがかかるような印象を持ちます。あくまでも印象でしかありませんが、制度はなるべく簡単で、そして規制のコストがかからないものを目指すべきだと思います。特に電話のケースと違いまして、中小の事業者もこの対象とするブロードバンドを提供しております。そうすると、非常に多くの事業者を対象として、いろいろな精査をしていかなければならなくなる可能性があるわけです。その結果、規制のコストがべらぼうにかかる可能性があるわけですので、その点は留意しなければいけないかなと思います。

3点目は、誰が負担するかという問題であります。基本的にはplay or payの考え方で、事業者が提供するかあるいは負担するかということになるのかと思いますけれども、しかし、現行のユニバでは番号当たりで利用者に転嫁しているわけでありまして。電話のユニバでは、当初7円から始まって、これが10円を超えるときにはかなりの抵抗があったわけなんです。そのために、いろいろ制度の変更をして、現行1円、2円というレベルになっているのですけれども、今般聴覚障害の方のためのサービスを提供するためのコストをそれに乗せするような形になりました。このサービス自体は社会的に非常に素晴らしいことだと私は思うのですけれども、それとはまた違う性格のユニバーサルサービス、すなわちブロードバンドのユニバーサルサービスの負担を利用者に転嫁するという点については、ちょっと慎重に考えなければいけないのかなと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 どうもありがとうございました。

一旦ここまでで、事務局から、もし御回答等あればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。

まず、藤井先生からいただいた御意見、ありがとうございました。

1つ目としまして、今後、試算というものが無いと、その規模感が分からずということでお話をいただきました。現在、シンクタンクと協同しながら試算のシミュレーションを行っております。今後の会合でそうしたこともお示しさせていただきながら、議論をさせていただきたいと思っております。

2つ目で、受益者負担するときに、仮に現状の電話番号のような形でブロードバンドも負担するとなったときに、回線と契約の単位をどのように整理していくかということで、問題点の御指摘をいただきまして、ありがとうございます。今後、具体的なモデルを考える中で、いただいた御指摘などについても十分踏まえながらモデルを考えていきたいと思っております。

3つ目の点としまして、無線ブロードバンドの品質が上がってきたときに、有線と無線の扱いをどのようにしていくのか。それから、見直しが柔軟にできるような仕組みとしていくべきではないかという御指摘もいただきました。これも大変重要な点だと思っております。先ほど三友先生からも、技術中立的に考えていくべきだという御指摘もいただいておりますが、今回ユニバーサルサービスを有線について支援する形をつくっていったら

うかということで提案させていただいておりますが、当然将来的な技術の進化などに応じた見直しが必要だとは思っております。そうした定期的な見直し、そしてまた柔軟な見直しができるような枠組みというものを考えていきたいと思っております。

宋戸先生からも御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず1つ目、お話しいただきました、これは相田先生からの御指摘とも重なるところがございますが、名目か実効かなどといったことについて、日本の現状、現在のブロードバンドの状況、それからそこで流通するデータ量なども含めて、今後、品質などについては検討してまいりたいと思います。

13ページの④の項目で、仮に撤退があると、結局どうサービスを維持していくかということが重要ではないかという御指摘をいただきありがとうございます。先生おっしゃるとおり、今回交付金という仕組みを入れたとしても、それぞれの事業者が、ある程度提供を維持するようにインセンティブをそういう方向でサポートしていくというのが、今回の交付金の趣旨でございますが、それを完全に撤退しないでくれというところまで強い義務を課すことは困難だと思っております。

そうしますと、やはり撤退ということが現実に生じるわけですが、そうしたときにそこに住んでいる方々の利便性をどのように維持していくか。先生から御指摘いただいた御提案として、一定期間内に届出を出してもらって、新しい事業者にそこに提供してもらうように調整する期間を設けるという点については、ぜひ今後、参考とさせていただきたいと思っております。

これに関連しまして、3つ目で御指摘いただいたラストリゾートという観点で、現行ですとNTTですが、ブロードバンドになったときに、そうしたラストリゾートとして、撤退したところもしくは未整備のところについて整備をお願いすることができるかどうか。これについては大変難しい問題だと認識しております。御案内のとおり、電話の場合とブロードバンドの場合では、インフラのマーケット整備してきた経緯なども異なっておりますし、また事業者の数というものも大きく異なっております。そうした状況も踏まえつつ、先生にいただいた御指摘も踏まえまして、どういう形が選択肢としてあり得るか、よく勉強し検討していきたいと思っております。

三友先生からも大変貴重な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

まず1つ目、支援対象が今回有線ということについて、地域における事情というのも将来的に変わってくる。また、技術が進歩していく。そうしたことを踏まえて、技術を固定

せず、柔軟性を捉えて考えていくべきだという御指摘をいただいております。今回、交付金のスキームを考えるに当たりまして、交付金の、結局最終的に費用を算出することになりますと、設備がどういう設備かということも考えないと、なかなか支出、費用負担の額が計算できないというところもございませう。

そうしたことでか、また、支援の対象としてどう捉えていくかと。今回ユニバーサルサービスというふうに捉えますと、人々の生活に必要で、みんなが使えるというのがユニバーサルサービスだというのが一般的な捉え方だと思いますが、電気通信事業法の支援の対象としてどういうふうに捉えていくかと考えましたときに、有線という形で御提案させていただいているところでございませう。

ただ、ここは先ほどの藤井先生の御指摘についての回答と重なるところがございませうが、当然に技術の進歩なども踏まえたとの見直しというのは必要だと思っておりますので、そうしたところについては柔軟に対応していきたいと思っております。

2つ目といたしまして、これは規制する側、行政コスト、この仕組みを維持するのが大変になるのではないかと。そこは本当に御指摘のとおりでございませう。サービスの提供事業者が電話と異なりまして、かなり多くいらっしゃるという状況がございませう。それでまた、地域の実情を把握した上で算定のルールをつくった上で、実際に交付をしていかなきゃいけないということで、かなり複雑な仕組み、それから行政コストがかかる仕組みになりがちだとは認識しております。先生にいただいた点は非常に重要でございませう。そういう分かりにくい仕組みとならないよう、また、なるべく分かりやすく、そして皆様方に御理解いただけるような仕組みとなるように留意して検討していきたいと思っております。

3つ目の点でございませう。負担の関係でございませう。これも非常に重要でかつ重たい課題だと認識してございませう。今回、負担を求める場合に、これまでの受益者負担の考え方によりますと、ほかのブロードバンド事業者が負担する。それが結局ユーザーの負担につながってくるということになりますと、先生おっしゃいましたとおり、負担額というのが、ユーザーの負担というのが大きくなってまいります。そこでユーザーとして許容できる範囲を超えてしまいますと、そもそもこうした制度というのが成り立たなくなってしまうということは認識して検討してまいりたいと思っております。

この点につきましても、先ほど申しましたシミュレーションの結果なども踏まえまして、大体このぐらい、一定の仮定を置いたらこのような形、規模になるのではないかと。そうした場合には、負担としてはこのぐらいになるのではないかとということについては、また次回

以降そうした試算も含めた上で御議論いただき、ユーザー負担という観点からも慎重に検討した上で制度設計を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今、丁寧にかなり網羅的に御回答いただいたと思っておりますけれども、藤井先生、宍戸先生、三友先生、もし追加で何かありましたら、今の御回答に関して、いただければと思っております。なさそうですか。

大丈夫だということでございますので、また何かありましたら後ほどおっしゃっていただければと思っておりますので、それでは先に進めさせていただきたいと思っております。

林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林でございます。事務局におかれましては、論点を丁寧にまとめていただきありがとうございます。私からも3点ございます。すでに藤井先生、宍戸先生、三友先生のご指摘とかぶる点もございますが、あらかじめお許しただけでしたら幸いです。

1点目は、25頁の「6. 有線ブロードバンド未整備エリアにおける、ブロードバンドサービスの提供確保方策」についてですが、有線ブロードバンド整備済エリアにおけるサービス維持がユニバ交付金により制度的に担保されることは望ましいところではございますが、他方、25頁の①にありますように、未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供をどう制度的に担保していくかも重要な課題だと存じます。

この点、補正予算による支援によっても、有線ブロードバンド整備ができなかったエリアについて、これを一律にですね、有線ブロードバンド整備を求めていくことは、コストの面等からもやはり現実的ではなく、ここの①にありますように、代替的に、携帯ブロードバンドの提供を確保していくことが重要ではないかと存じます。

携帯ブロードバンドについては、さきほど事務局の説明にもございましたように、開設計画により、携帯事業者様のご努力によって、2023年度末までに全世帯のエリア化が実現される見込みとなったわけですが、そもそも現在の開設計画の仕組みでは、期限付きで、認定期間に制限があるなどの課題がありますし、これはあまり知られていないことですが、そもそも、認定期間終了後には、開設計画の進捗状況の把握や監督などの手段を通じて、周波数の有効利用を確保することが十分にできないことが、課題としてございます。このように現在の開設計画の仕組みでは、制度的な担保としては必ずしも十分ではございません。

そこで、未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供については、これは私の持論ではあるのですが、事業法、電波法の連携を図ることにより、対応を検討してはどうかと存じます。

例えば、プラチナバンドを割り当てられている事業者は、割り当てを受けていない事業者に比べて、容易にエリアカバーを実現できるという意味で、競争上大きな便益を得ている部分もございます。これは、ある意味、ユニバ交付金による支援そのものよりも、事実上、非常に大きなメリットを受けているのではないかとはいえるわけでございます。

そこで、例えばプラチナバンドを利用している事業者には、有線ブロードバンド未整備エリアにおけるエリアカバーをお願いし、それが履行されない場合には他の事業者に再割り当てを検討するといった仕組みを検討してもよいのではないかと存じます。これまでも、携帯事業者様は、地域の公共の福祉の増進に多大な寄与をさせていただいている訳ですが、有線ブロードバンド未整備エリアにおけるエリアカバーという点でも貢献いただいた場合には、この点を開設計画で正当に評価するという事は、あつてしかるべきではないかと思っております。これは、一義的には、電波政策の問題ではございますが、ICTによる「地域の」公共の福祉の増進という点では、これは電波政策、これはユニバ政策といった、縦割りの思考ではなく、いわば政策の総動員的な思考が必要かと思えます。

2点目は、7頁の(2)の点については、技術中立性という点からは、提供を確保するために支援対象とする役務を有線・無線で限定すべきではないという議論は十分ありうるところで、これまでも技術中立性は本研究会のこれまでの議論のキーワードだったわけですが、ただ、ここで議論しているのは、7(1)にあるように、あくまで電気通信事業法の枠内で、あるいは限られた予算の中で、政策の優先順位の高い支援対象としてどういうものがあるかということだと理解しました。そうしますと、支援費用のお金を出す側の負担について、過度の負担とならないよう、配慮する必要がありますので、ある程度限定するのは、やむを得ないのかなと思えます。

3点目は、これは事務局への要望ですが、三友先生がおっしゃった点とまったく重複するわけですが、今後、政策に落とし込んでいく際に、あまり複雑なスキームにするとかえってワークしないとか、制度に対する社会の理解が進まない、とかいった弊害がございまして、あくまで制度の芯は、「電気通信事業法で、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務を基礎的電気通信役務として位置付け」ていることを制度の軸にして、これを「ブロードバンドサービスの提供の維持」に拡大した場合に、それに

提供に要する費用について支援のあり方を考えるということをベースに置くべきではないかと存じます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続きまして長田構成員、お願いできますか。

【長田構成員】 ありがとうございます。長田です。今まで先生方がおっしゃっていた様々な意見、確かにそうだなと思って伺っておりました。

まずユニバーサルサービスの対象としてブロードバンドが必要であるというところはもちろん同意しているわけなのですが、その設備の維持に関して、誰が負担するのかというところで、1つだけ御質問というか問題提起があります。昨年12月25日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というところには、ネットワークの整備、維持、充実、データ流通環境の整備が、今後、政府が取り組むことということで規定されています。

何か今の電話のユニバのように、元々公の立場であったNTTさんとそして我々結局ユーザーがそれぞれ負担しているユニバの料金でそれを全て賄っていくというものと、今回のこのブロードバンドの話は少し違うのではないかと考えています。負担すべき人の中に、政府というのが入るのではないかとするのは強い気持ちがありますので、今回この後いろいろな試算をしていただいた中で、そういうものも含めて、国民にきちんと意見を聞いていくということが大切ではないかなと考えています。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、関口構成員、お願いできますか。

【関口構成員】 関口でございます。私も総論賛成なのですが、各先生御指摘のように、各論のところへ行くとまだまだ詰めなきやいけないところが結構あるなという印象です。17ページのところの解釈に少し引っかかりがあるので、ここについてコメントさせていただきます。

現行のユニバーサルサービス基金のモデルを算定したときには、それまで行っていなかった全国のNTT局舎の局別コストを出していただいて、そのコストを全部並べて、そこから高コストエリアを特定いたしました。今回も、そのような高コストエリアの限定というのをブロードバンドサービスについて行うということについて、先ほど事務局からシンクタンクと今、作業中なのだというコメントがございましたので、それを待ってというこ

とではあるのかもしれないのですが、今回NTT東西だけを指定するというわけではないし、その意味で言うと、この高コストエリアの限定というのは、一定の難しさを伴うのではないかという気がいたします。

加えて、この17ページの最後のところで、インセンティブ付与のために黒字事業者も支援するというようになってくると、収支ではなくて、コストだけを見ていくというようにも読めますので、ここら辺、もう少し詰めた議論がこれから必要になってくるだろうと感じました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ただいま3名の構成員からコメント等いただいたので、もし事務局から御回答などありましたら、改めていただけますでしょうか。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。

林先生から3点御意見をいただきました。大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。有線ブロードバンドの未整備エリアにおけるブロードバンドの確保の方策として、携帯ブロードバンドによるエリアカバーというのが重要であって、それを開設計画などの枠組みを踏まえて、今後さらに検討していくべきだという御指摘をいただきました。また、こうした課題というのが、電波部、事業部という縦割りでなく、よく協力して検討すべきだという御意見をいただいたところでございます。

まさにそこは先生御指摘のとおりでございます。ここで言う無線ブロードバンドをどう捉えるかということもございますが、ここで携帯ブロードバンドに一定の役割を期待するという御意見につきましては、また電波部ともよく相談して、どういう対応が可能かどうかということについて、検討を深めてまいりたいと思います。

2つ目でお話しいただきました、今回交付金の支援の対象についてでございます。ここは、政策支援の対象として、まさに先生おっしゃいましたとおりに、限られた財源なども踏まえつつ考えていくという必要性も感じているところでございます。他方で、技術中立性ということについては大変重要なメッセージだと思っておりますので、先ほども申しましたとおりに、将来的な技術変化などについては、柔軟に検討、対応を考えていきたいと思っております。

3つ目で基礎的な電気通信役務、現在の電話のユニバの仕組みというものを参考にしつつ、複雑にならないようにという御意見をいただきました。これも本当にやはり国民の方々

に理解していただく制度にするということが重要だと思いますので、その点については、よく踏まえた上で検討していきたいと思っています。

長田構成員からいただきました御意見につきましても、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。このブロードバンドの整備というのが非常に重要で、政府としてもそこを進めていくということについて取組をしているところでございます。その中で、政府の負担というのも考えるべきではないかという御指摘をいただいております。

今この議論をしておりますのは、ユニバーサルサービスという現在の枠組みをベースにしながら、ブロードバンドにおいてもそうしたものを活用できないかという観点で検討しているところでございますが、これまでブロードバンドの整備については、補助金の活用によって、事業者に対して国費でもって支援していくという取組を進めてきております。

ここも今回の資料の25ページの6についても記載しておりますが、今回、第2次補正予算において500億円でできるところについては、できる限り全て整備するという気持ちで整備を行ってきたわけですけれども、今後その地域の実情の変化などもあると思いますので、そうしたところに対しても支援策を検討することが考えられるのではないかとところで、また引き続きここについても検討してまいりたいと思っています。

関口先生から、今後の制度の運用に当たってのモデルですとか高コストエリアの特定といったものについて、より複雑化し、より慎重に考えていく必要があるという御指摘につきまして、大変重要な指摘でありありがとうございます。

これまでのようにNTT東西2社で全部カバーできているわけではない中で、どのように高コストエリアを特定していくのかというのは、大変重要な課題だと思っています。エリアカバーが一番広いのは現状でもNTT東西だとは思いますが、他方でNTTよりも少し規模が小さい事業者におけるコストの構造というのも、また異なっていると思います。そうした中で、どういうコストを高コストエリアとして特定していくのか、そして、支援の額について、どういう算定式でその支援額を決めていくのかということは非常に難しい問題だと思っています。ここにつきましても、よく勉強し、検討を深めていきたいと思っています。

また、黒字、内部相互補助を前提としないという場合には、今後コストだけを見ていくのかということでございます。基本的にはコストをベースに支援額というのを考えていってはどうかと思っておりますが、ここにつきましても、また先生方の御意見などをいただきながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

一通り委員の方々から御意見を賜った形になってはいますが、もし追加的に御発言あるいは御指摘いただければありがたいなと思っておりますけれども、皆様方、いかがでしょうか。

関口先生、お願いしてもよろしいですか。ありがとうございます。

【関口構成員】 関口でございます。

8-1からちょっと外れてしまうのですが、添付いただいている参考資料が、前回ヒアリングをしていただいた地方公共団体の方々に対する質問に対してお答えを頂戴したところなのですが、この参考資料の2枚目、3枚目のところで、関口からの質問に対して、鹿児島県様が御回答くださいました。

この中の②のところで、携帯電話基地局についてという御回答がございます。資料8-1にございますように、基本的にはブロードバンド維持については、携帯ブロードバンドサービスについては自助努力でと、競争の中でやっていくという基本路線について私は了解しているのですが、鹿児島県様からの御回答によりますと、国庫補助があった場合の鉄塔整備について、それを携帯事業者が1者独占して使ってきているという中で、これについて使用を続けてきた携帯事業者に譲り渡したいという問合せをしたところ、国の補助金を活用して自治体が整備した施設に関しては譲渡を受けないのだと、冷たくあしらわれてしまったということです。

そういう中で、他事業者が全額自費で負担しているところもあるのだということが3ページに指摘されております。3ページ3番目のパラグラフです。公正な競争を実現するためには、公費で整備された携帯電話施設については、事業者が自治体からの譲渡を拒否できない制度を創設すべきであるということで、表現が適切かどうか分かりませんが、食べ逃げはちょっと困るのではないかと、お片付けをちゃんとやってほしいという希望が寄せられております。

ここは、私は鹿児島県様からの具体的なこのような事例を御指摘いただいたことに鑑みますと、携帯ブロードバンドを支える基地局について国庫補助があった施設について、このような譲渡に関する何らかの制度的な手当てが求められるのではないかと感じました。その点で、今後どのような対応が可能かどうかについて、総務省においてぜひ検討を開始していただきたいと希望いたします。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。その点は、今後、総務省の中で、また御検討いただければと思います。関口先生、ありがとうございます。

ほかにもし御意見等ありましたら。あるいは先ほどの事務局に対する御回答に対しても何か追加的にあれば、ぜひいただければと思いますけれども、皆さん、いかがでしょうか。

大丈夫ですか。構成員の方、またありましたら、ぜひお声がけいただければと思います。

本日オブザーバーの方々にも御参加いただいていますので、もしオブザーバーから御意見等ありましたらいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、立石オブザーバーからいただけますでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 立石です。よろしくお願いします。

コメントなのですが、最初のほうで、市町村割りとか、どういう行政区割りみたいな話があったのですが、今いろいろなところでお話を聞いていると、市町村がいいのか悪いのかちょっと分からないのですが、現行だと市町村から声上がることになっているのですが、一番の問題は、市町村の担当者がやる気がないと全く声が上がらないのですね。これをどうにかしないと、多分やる気がない人が担当者になっちゃうと、もう永遠にブロードバンドというかネットは来ないという状況になってしまうので、これ、住民の要望なんかは直接上げられないかというふうに感じています。住民から直接、地方の総通局でもいいですし、何らかの形で上げられないと、市町村の担当者を聞いていると、もうこれは永遠に来ないなというところを現実には幾つか知っています。なので、その声の拾い上げ方を、やっぱりその住民の人から取り上げるという話があります。

ところが、もう一つそれは問題があって、ブロードバンドじゃなくて遅いところで住んでいる人は、もうそれが普通だと思っているので、それ以上望まない可能性というか、それで遜色あると思っていない可能性も高いのです。そういうところは大体インターネットだけじゃなくて、テレビももうそんなに局がいっぱい見えないので、情報もあまりない。そうすると、そんなもんだろうと。でも、実際に我々が行ってみると、全然もう遅くて使い物にならない状況もあつたりとかして、メールを読んだりホームページを見たりする分ぐらいには問題ないのですが、G I G Aスクールとかリモートワークはとんでもないという状況のところも結構ありますので、そこをどう取るかという話もあるとは。だから、ニーズの拾い上げをどうするかという問題は結構あるかなと思います。

それからコスト負担の問題というか、どこにどう払うかという話は、昔 I T U の議論の

中で、行って実際この話はしたのですが、IXをどこに作りますかみたいな話で、あるいはアクセス網をどうやって負担するかといったときに、やっぱり途上国からは、先進国にやってくれという話があったのです。それはなぜかという、結局もうけるのはOTTでしょう。ということがあるので、コスト負担、OTTに負担させるという話だと、中立性の問題にもなるのでどうするかというところはちょっといろいろ工夫が必要だとは思いますが、その辺ちょっと考えないと。藤井先生がおっしゃっていたように1対1の通話ではないので、そこはちょっと考えなきゃいけない問題であるのかなというのが1点です。

それと、無線に対する期待って皆さん大きいのですが、何かもう無線ができるところはやっちゃっているような気が、私は何となくします。もう無線でも非常に遅くてどうしようかという話なのか、無線も何もかももう諦めちゃっているところをどうするかという話があって、その辺はちょっとまだらかなと。

もう一つ、今回は未整備地域となっているのですが、整備している地域でも、それこそ市町村の担当者が非常に鼻が利くとかやる気がある方で、もうとっくの昔にやっていたところがそろそろ設備更改でもう減りかけているところが結構あります。今は整備していて何とかブロードバンドをぎりぎりやっていますけれど、もう駄目、もう力尽きます。実際にその悲鳴を私は聞いているところも1件ありますので、そこをどうするかというのがすごく気になりました。

そんなところですかね。以上です。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。かなり現場に近いところの声を拾っていただいたというところかと思います。

ほかにオブザーバーの方で、もしありましたらいただければと思いますが、どうでしょうか。あるいは構成員の方々でも結構ですけれども。

【三友構成員】 すいません。三友ですけれども、今の立石さんの話に加えて、ちょっと一言よろしいでしょうか。

【大橋座長】 ありがとうございます。

【三友構成員】 私も地域情報化アドバイザーという総務省の制度で地方へ行くことがあるのですが、全くおっしゃるとおりだと思います。

過去にIRUを使って公設民営で、光が中心ですけれども、ブロードバンドを整備した地域で、更改の時期が次々と来ているという状況があります。なおかつ、そのときに乗り

遅れたところもあって、もう公設民営ができなくて、民営にしたいけれども受け取ってくれないということも結構あります。そういうところだと、諦めるか、あるいは場合によっては公設公営でやっているところも見受けられるところでもあります。こういうスキームでやっているところを補助する、てこ入れするというのであれば、ある意味では非常に簡単かと思うのです。ただ、これをユニバという制度で全体に網かけて救っていくとなると、制度として考慮すべき要素が非常に増えてくるのかなと感じています。ですので、何を指すのかというのをもう一回立ち返って考えるべきかと思います。単に整備されているものの維持をするということであれば、もうちょっと簡単な考え方もあるのかもしれないなというふうにも感じました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思います。

ほか、もしありましたらあれですが、皆様、大丈夫そうでしょうか。

それでは、もし事務局から何か補足なり何なり御説明あれば、いただければと思いますけれども、いかがですか。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。

まず立石様からお話しいただいた点、大変貴重な御指摘ありがとうございます。まず、市町村なり地方のニーズというものを、住民の要望をしっかりと把握することが必要だということでございまして、それはまさに御指摘のとおりでございます。総務省としては、総合通信局などの出先がございますが、地域のニーズというのが、本当のニーズというのをしっかりと把握できるように工夫してまいりたいと思います。

2つ目としまして、コスト負担のお話でございます。コスト負担につきましては、御指摘いただきましたとおり、通常、電話の場合と受益者というのが異なってくるのではないかと御指摘だと思います。

その場合に、どういう対象について徴収を求めていくかということにつきましては、もちろん、まず徴収するという理屈、理由づけが、どういう理屈でそれを求めるのですかという理論武装に加えまして、そういう対象を行政側として捕捉できるのか。また、そうしたところに対して実際に徴収を求めていくことができるのかどうか。そうした観点も踏まえながら検討していくことが必要だと思っております。また、ここは御指摘なども踏まえまして、引き続き検討を深めてまいりたいと思います。

無線ができるところについて、やはり遅い部分があるのではないかと御指摘もいた

だいたところでございます。先ほど有線ブロードバンドについて、未整備エリアについての無線についての論点を示させていただいた25ページにおきましても、④のところ、無線ブロードバンドサービスの品質の在り方ということを書かせていただいております。実際に無線ブロードバンドサービスといったとしても、立石様がおっしゃっているように、無線のスピードというのも違うのではないのか。

また、相田先生からも、無線の場合には特に名目と実効の差が、かなり乖離が大きいのではないかという御指摘をいただいているところです。この有線ブロードバンド未整備エリアにおいて、携帯ですとか、そうした無線ブロードバンドについての役割を求めていく場合に、品質というものをどのように考えていくかということについても、今後の検討課題だと思っております。

4つ目の点、これは三友先生からも併せて御指摘をいただきました点でございます。こちらにつきまして、整備済みエリアとしたとしても、更改というのをどうするか。そうした更改というものについて支援するかどうかということも含めて、このユニバーサルサービス制度の目的、意義というものを改めて考える必要があるのではないかという御示唆をいただきました。

基本的な考え方としては、維持については交付金の対象としていく。整備については対象としないという形で考えてはおりますけれども、ただ、更改みたいなものをどうしていくのか。これは、実際には支出側が増えれば、当然負担する側の額も増えるということもでございます。そうしたことなどを踏まえつつ、今後モデルなどを考えていく中でも、この点についても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

御意見あればいただければと思いますが、もしないようでしたら、意見交換はここまでとさせていただきますと思います。

本日、いろいろ御意見いただきました。また、ブロードバンドにユニバーサルサービスの考え方をどう広げていくのかというのは、これまた今後、長く議論していかなきゃいけない中の、ある意味、今の段階で何ができるかというふうなところだと思いますので、ぜひ事務局の中でもしっかり御検討いただければなと思っております。よろしく申し上げます。

それでは最後に、オブザーバーとして本研究会に参加をされています全国知事会様より、

1月26日に総務省に御提出された要望書がございますので、簡単に本日御説明いただけるということですので、お願いできればと思います。

全国知事会様、お願いできますでしょうか。

【全国知事会】 西村です。座長及び事務局の皆様には、限られた時間の中でこうした場をいただきまして、ありがとうございます。本提言につきましては、今、御説明いただきましたとおり、1月26日に新谷総務副大臣に要請させていただいたところでございます。内容について簡単に御紹介させていただきます。

全国知事会では、社会のデジタル化は、医療、教育など様々な地域課題を解決する上で非常に役に立つものと期待しておりまして、これを支える光ファイバ網はますます重要な社会インフラになると考えております。

この光ファイバ網の整備についてですが、今年度の補正予算で総務省に大幅に支援を拡充していただきました。しかし、補正予算を活用しても、例えば全国の有人離島での整備率が、離島の数のベースで63%にとどまる見通しであるなど、依然として多くの未整備地域が残る見込みでございます。こうなりますと、地域格差が広がるといったことも懸念されているところでございます。光ファイバ網の整備には、各地域の実情によって、一定の期間を必要とすることがあって、今後も整備のための支援制度を継続していただきたいと思っております。

また、本研究会では、来年度中に光ファイバの整備が全国で完了するといった前提の下で、その後の維持を基本に、先ほどお話がございましたけれども、ユニバーサルサービス化の議論が進められていくように思います。ユニバーサルサービス化というものは、安定的な財源を確保するという観点からは望ましいと考えるところではございますが、未整備地域が置き去りにされないことがないよう、また、維持のみならず設備の拡充・更新などを含めていく必要があると考えます。

提言の最後の部分、5のところになります。本研究会にこのようにオブザーバーとして出席させていただいているところでございますが、ブロードバンド基盤の在り方というのは、地方に大きい影響を及ぼすものでございます。国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別の分科会を設置するなど、様々な場でぜひ地方の声を聞いていただければと思います。

全国知事会では、地域によるデジタルデバインドというものをなくして、全ての国民が持続的かつ安定的にデジタル化の恩恵を受けることができるよう、国と一体となって取り組

んでまいります。

提言の内容につきましては、ぜひ検討に当たって御考慮いただきますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

【大橋座長】 どうも御紹介いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局より今後の予定について御説明をお願いできますでしょうか。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。次回会合の内容、日時等につきましては、別途、御連絡させていただきます。以上、よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議題は以上ですので、これにて閉会とさせていただきますと思います。本日は、お忙しいところ、非常に活発な御意見を賜りまして、ありがとうございました。引き続きよろしくお願い致します。

以上